# 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例

平成二十二年三月二十六日 条例第四号
平成二十三年十二月二十七日 条例第五十一号
令和四年十二月二十七日 条例第四十三号
令和八年三月二十三日　条例第十四号

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　林地開発行為の適正化（第六条―第十七条）
第三章　小規模林地開発行為の適正化（第十八条―第二十四条）
第四章　雑則（第二十五条―第二十七条）
第五章　罰則（第二十八条―第三十一条）
附則

## 第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、林地開発行為及び小規模林地開発行為の施行に関し必要な事項を定めることにより、その適正な施行を確保し、もって森林の有する公益的機能の維持に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　林地開発行為　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。）第十条の二第一項に規定する開発行為（同項の規定により許可を受けなければならないものに限る。）をいう。

二　小規模林地開発行為　法第十条の二第一項に規定する民有林において行う土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為のうち、次に掲げる行為をいう。

イ　太陽光発電設備の設置を目的とする行為であって、当該行為に係る土地の面積が〇・三ヘクタール以上〇・五ヘクタール以下のもの

ロ　太陽光発電設備の設置を目的とする行為以外の行為であって、当該行為に係る土地の面積が〇・三ヘクタール以上一ヘクタール以下のもの（専ら道路の新設又は改築を目的とする行為にあっては、規則で定める要件を満たすものに限る。）

（事業者の責務）

第三条　事業者は、その事業活動に係る林地開発行為又は小規模林地開発行為（以下「林地開発行為等」という。）において、森林の有する公益的機能（法第十条の三第一項に規定する森林の有する公益的機能をいう。以下同じ。）を維持する責務を有する。

（土地所有者の責務）

第四条　土地の所有者は、林地開発行為等をしようとする者に対して土地を提供しようとするときは、当該土地において行われる林地開発行為等が森林の有する公益的機能に与える影響について考慮し、その影響に照らし当該林地開発行為等が不適切なものであると思料するときは、当該林地開発行為等をしようとする者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

（県の責務）

第五条　県は、林地開発行為等による森林の有する公益的機能の維持についての支障を未然に防止するため、市町村と連携して林地開発行為等の状況を把握するとともに、林地開発

行為等の監視その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二章　林地開発行為の適正化

（標識の掲示等）

第六条　法第十条の二第一項の許可を受けた者は、林地開発区域（当該許可に係る林地開発行為に係る森林の土地の区域をいう。以下同じ。）の見やすい場所に、当該許可に係る林地開発行為が行われている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

２　法第十条の二第一項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、林地開発区域と当該林地開発区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

（着手の届出）

第七条　法第十条の二第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る林地開発行為に着手したときは、規則で定めるところにより、着手した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（施行状況の報告等）

第八条　法第十条の二第一項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る林地開発行為の施行の状況を知事に報告しなければならない。

２　法第十条の二第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る防災施設（調節池、擁壁その他の規則で定める防災施設に限る。）の工事を完了したときは、完了した日から起算して十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

３　法第十条の二第一項の許可を受けた者は、林地開発区域内において当該許可に係る植栽をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（変更の届出）

第九条　法第十条の二第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更したとき（同項の許可を受けなければならない変更をしたときを除く。）は、規則で定めるところにより、変更した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（休廃止の届出等）

第十条　法第十条の二第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る林地開発行為を休止し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

２　知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が森林の有する公益的機能の維持に支障がないかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

３　前項の規定により森林の有する公益的機能の維持に支障がある旨の通知を受けた者は、当該森林の有する公益的機能を維持するために必要な措置をとらなければならない。

４　第一項の規定により林地開発行為の休止の届出をした者は、当該休止に係る林地開発行為を再開しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（完了の届出等）

第十一条　法第十条の二第一項の許可を受けた者は、林地開発区域（林地開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について当該許可に係る林地開発行為を完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

２　知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該届出に係る法第十条の二第一項の許可の内容に適合しているかどうかの確認（森林の有する公益的機能の維持に支障がないかどうかの確認を含む。）を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
３　前項の規定により森林の有する公益的機能の維持に支障がある旨の通知を受けた者は、当該森林の有する公益的機能を維持するために必要な措置をとらなければならない。

（承継の届出及び承継人に対する効力）
第十二条　法第三条の承継人であって、法第十条の二第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
２　この条例によってした処分、手続その他の行為は、前項に規定する地位を承継した者に対しても、その効力を有する。

（災害等の際の措置及び報告）
第十三条　法第十条の二第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る林地開発行為が行われている間に、林地開発区域に係る森林の有する土地に関する災害の防止又は水害の防止の機能の維持に支障が生じたときは、直ちに当該機能を維持するために必要な措置をとらなければならない。
２　法第十条の二第一項の許可を受けた者は、前項の支障が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

（許可の取消し後の措置）
第十四条　法第十条の二第一項の許可を受けた者は、当該許可が取り消されたときは、林地開発区域に係る森林の有する公益的機能を維持するために必要な措置をとらなければならない。

（措置命令等）
第十五条　知事は、法第十条の二第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る林地開発行為の中止を命じ、又は林地開発区域に係る森林の有する公益的機能を維持するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
一　第六条から第九条まで、第十条第一項若しくは第四項、第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第二項の規定に違反した場合において、林地開発区域に係る森林の有する公益的機能を維持する必要があると知事が認めるとき。
二　第十条第三項、第十一条第三項又は第十三条第一項の規定に違反したとき。
２　知事は、法第十条の二第一項の許可を取り消された者が前条の規定に違反したときは、林地開発区域に係る森林の有する公益的機能を維持するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（緊急措置命令等）
第十六条　知事は、森林の有する土地に関する災害の防止又は水害の防止の機能を維持するために緊急の必要があると認めるときは、法第十条の二第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る林地開発行為の中止を命じ、又は林地開発区域に係る森林の有する土地に関する災害の防止若しくは水害の防止の機能を維持するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公表）
第十七条　知事は、規則で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）、当該各号に該当する旨その他規則で定める事項を公表するものとする。

一　法第十条の二第一項の許可を受けないで林地開発行為を行った者
二　法第十条の二第一項の許可を取り消された者
三　法第十条の三第一項の規定による命令を受けた者
四　第十五条の規定による命令を受けた者
五　前条の規定による命令に違反した者

2　知事は、前項の規定による公表をする場合には、当該公表をしようとする者（前項第一号又は第五号に該当する者に限る。）に対し、あらかじめ、書面により意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第三章　小規模林地開発行為の適正化

（小規模林地開発行為の届出等）

第十八条　小規模林地開発行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第十条の二第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2　前項の規定による届出をした者は、小規模林地開発区域（当該届出に係る小規模林地開発行為に係る森林の土地の区域をいう。以下同じ。）の見やすい場所に、当該届出に係る小規模林地開発行為が行われている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（着手の届出）

第十九条　前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る小規模林地開発行為に着手したときは、規則で定めるところにより、着手した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（変更の届出）

第二十条　第十八条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、規則で定める軽微な変更をしたときは当該変更をした日から起算して十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（休廃止の届出等）

第二十一条　第十八条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る小規模林地開発行為を休止し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2　知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が森林の有する公益的機能の維持に支障がないかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

3　前項の規定により森林の有する公益的機能の維持に支障がある旨の通知を受けた者は、当該森林の有する公益的機能を維持するために必要な措置をとらなければならない。

4　第一項の規定により小規模林地開発行為の休止の届出をした者は、当該休止に係る小規模林地開発行為を再開しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（完了の届出等）

第二十二条　第十八条第一項の規定による届出をした者は、小規模林地開発区域（小規模林地開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について当該届出に係る小規模林地開発行為を完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2　知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該届出に係る第十八条第一項の規定による届出の内容に適合しているかどうかの確認（森林の有

する公益的機能の維持に支障がないかどうかの確認を含む。）を行い、その結果を前項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

3　前項の規定により森林の有する公益的機能の維持に支障がある旨の通知を受けた者は、当該森林の有する公益的機能を維持するために必要な措置をとらなければならない。

（勧告及び公表）

第二十三条　知事は、第十八条第一項の規定による届出をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出に係る小規模林地開発行為を中止し、又は小規模林地開発区域に係る森林の有する公益的機能を維持するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一　第十八条から第二十条まで、第二十一条第一項若しくは第四項又は前条第一項の規定に違反した場合において、小規模林地開発区域に係る森林の有する公益的機能を維持する必要があると知事が認めるとき。

二　第二十一条第三項又は前条第三項の規定に違反したとき。

2　知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、第十八条第一項の規定による届出をしないで小規模林地開発行為を行った者に対し、当該小規模林地開発行為を中止し、又は当該小規模林地開発行為に係る森林の土地の区域に係る森林の有する公益的機能を維持するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3　知事は、森林の有する土地に関する災害の防止又は水害の防止の機能を維持するために緊急の必要があると認めるときは、第十八条第一項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る小規模林地開発行為を中止し、又は小規模林地開発区域に係る森林の有する土地に関する災害の防止若しくは水害の防止の機能を維持するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4　知事は、前各項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表するものとする。

5　知事は、前項の規定による公表をする場合には、当該公表をしようとする者に対し、あらかじめ、書面により意見を述べる機会を与えなければならない。

（市町村長への通知）

第二十四条　知事は、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項若しくは第四項若しくは第二十二条第一項の規定による届出があったとき、又は前条第一項から第三項までの規定による勧告を行ったときは、その内容を当該届出又は勧告に係る小規模林地開発行為に係る森林の土地の区域を管轄する市町村長に通知するものとする。

## 第四章　雑則

（報告の徴収）

第二十五条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、林地開発行為等を行う者に対し、当該林地開発行為等に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第二十六条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、林地開発行為等を行う者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）
第二十七条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第五章　罰則

（罰則）
第二十八条　第十五条又は第十六条の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一　第二十五条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二　第二十六条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（両罰規定）
第三十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（過料）
第三十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。
一　第六条第一項又は第十八条第二項に規定する標識を掲げない者
二　第六条第二項に規定する表示を行わない者
三　第七条、第八条第二項若しくは第三項、第九条、第十条第一項若しくは第四項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項若しくは第四項又は第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
四　第八条第一項又は第十三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

## 附　則

（施行期日）
1　この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の際現に小規模林地開発行為を行っている者については、第十八条第一項に規定する小規模林地開発行為を行おうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成二十二年十二月一日までに」とする。

## 附　則（平成二十三年十二月二十七日条例第五十一号）

（施行期日）
1　この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 附　則（令和四年十二月二十七日条例第四十三号）

（施行期日）
1　この条例は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に着手した改正前の千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第二条第二号に規定する小規模林地開発行為（太陽光発電設備の設置を目的とするものであって、当該小規模林地開発行為に係る土地の面積が〇・五ヘクタールを超え一ヘクタール以下のものに限る。以下「特定小規模林地開発行為」という。）については、なお従前の例による。
3　施行日前に着手していない特定小規模林地開発行為の千葉県林地開発行為等の適正化に

関する条例第十八条第一項の規定による届出に係る事項の変更については、同条例第二十条の規定は、適用しない。

4　この条例の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和八年三月二十三日条例第十四号）

（施行期日）

1　この条例は、令和八年四月一日から施行する。